

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書



様式 - 2(急)

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
区域図

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域

土砂災害防止 法施行令第三 条の基準に該 当する区域	急傾斜地斜面内の区域	
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/m ² を超える区域	
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域	
	それ以外の区域	



縮尺
1:2,500

自然現象 の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	-311.001(0195)
告示番号	新潟県告示第676・677号	箇所名	ツツダ 筒田
告示年月日	平成22年4月16日	所在地	タイナシクワエ 胎内市鍛江